第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興体制の整備

第１項　基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、町民の意向を尊重し、県、町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、町が主体となって、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２項　復旧・復興の基本方針の決定

１　基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに基本方針を決定するとともに、計画推進のための体制整備、町民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

２　復旧・復興計画の策定

被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、町民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

特定大規模災害等を受けた場合、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、県に対し、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等の代行を要請するものとする。

第３項　人的資源等の確保

特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

第４項　その他

被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第２節　公共施設災害復旧事業

１　方針

公共施設の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画の作成を検討するものとする。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　事業の種類

公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業
ア　河川災害復旧事業
イ　砂防設備災害復旧事業
ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業
エ　地すべり防止施設災害復旧事業
オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
カ　道路災害復旧事業
キ　下水道災害復旧事業
ク　公園災害復旧事業
（２）農林水産業施設災害復旧事業
（３）都市災害復旧事業
（４）水道災害復旧事業
（５）公営住宅災害復旧事業
（６）社会福祉施設災害復旧事業
（７）学校教育施設災害復旧事業
（８）社会教育施設災害復旧事業
（９）その他の公共施設災害復旧事業

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

１　方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、早期に被害情報を収集し、国、県への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　実施責任者

町	各部
県	各部局、教育委員会

３　事業内容

（１）法律等により一部負担又は補助するもの

ア　法律

（ア）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（イ）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
（ウ）　公営住宅法
（エ）　土地区画整理法
（オ）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（カ）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（キ）　予防接種法
（ク）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（ケ）　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
（コ）　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ　要綱等

（ア）　公立諸学校建物その他災害復旧費補助
（イ）　都市災害復旧事業国庫補助
（ウ）　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

（２）激甚災害に係る財政援助措置

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（ア）　公共土木施設災害復旧事業
（イ）　公共土木施設災害関連事業
（ウ）　公立学校施設災害復旧事業
（エ）　公営住宅等災害復旧事業
（オ）　生活保護施設災害復旧事業
（カ）　児童福祉施設災害復旧事業
（キ）　老人福祉施設災害復旧事業

（ク）　身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
（ケ）　知的障がい者援護施設災害復旧事業
（コ）　婦人保護施設災害復旧事業
（サ）　感染症指定医療機関災害復旧事業
（シ）　感染症予防施設事業
（ス）　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
（セ）　湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成
（ア）　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
（イ）　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（ウ）　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（エ）　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（オ）　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
（カ）　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
（キ）　共同利用小型漁船の建造費の補助
（ク）　森林災害復旧事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成
（ア）　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（イ）　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
（ウ）　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の特別の財政援助及び助成
（ア）　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（イ）　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（ウ）　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
（エ）　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
（オ）　水防資材費の補助の特例
（カ）　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
（キ）　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
（ク）　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

（３）暴力団の排除活動

県警察が、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、町、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めることにより、町はこれに準ずることとする。

第４節　被災者の生活確保

１　方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復のための生活資金の継続的な確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

２　実施責任者

町	総務部、福祉保健部、産業環境部、住民部
県	各部局、教育委員会

３　生活相談

被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。また、町外に避難し、又は町外から避難した被災者に対しても、避難先あるいは従前の居住地の市町村、都道府県が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

４　被災者への生活再建等の支援

（１）災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）及び富加町災害弔意金の支給に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障がい見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（２）被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

５　罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

６　被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

７　租税の徴収猶予及び減免

被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を、状況に応じて実施する。

８　生活必需物資、復旧資材等の供給確保

被災地域において、町民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るものとする。

９　被災者生活の再建支援

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

10　働く場の確保

被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。また、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

11　生活保護制度の活用

生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生児童委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用する。

第５節　被災中小企業の振興

１　方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

２　実施責任者

町	産業環境部
県	商工労働部

３　実施内容

（１）支援体制

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

（２）自立の支援

災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

（３）各種対策

ア　日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ　再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引き下げ

ウ　災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ　事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ　貸付事務等の簡易迅速化

カ　被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ　租税の徴収猶予及び減免

ク　労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ　その他各種資金の貸付け等必要な措置

第６節　農林漁業関係者への融資

１　方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

２　実施責任者

町	産業環境部
県	農政部、林政部

３　実施内容

（１）災害関連資金の融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者への資金周知、資金相談対応を行うものとする。

（２）各種対策

ア　天災融資法による資金
イ　農業災害緊急支援資金
ウ　農業災害緊急支援特別資金
エ　農林漁業セーフティネット資金
オ　農業経営基盤強化資金ほか
カ　農業基盤整備資金
キ　農林漁業施設資金
ク　林業基盤整備資金